審査基準

I 採択案件の決定方法

提出された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の 得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある 場合は、次項に定める事業委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうち の一を採択案件に決定する。

ただし、評価点(全審査員の得点合計の平均)が24点を下回る場合は採択しない。

Ⅱ 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された令和2年度(2020年度)「芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流事業」運営実施業務企画選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に面接選考を行うことがある。選定委員会は非公開とする。

Ⅲ 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。 [評価基準]

5点・・・特に優れている 2点

2点・・・やや劣っている

4点・・・優れている

1点・・・劣っている

3点・・・普通

1 事業実施主体に関する評価

- ① 文化人等の海外への派遣業務や招へい業務及び国内外における文化事業の 企画制作・運営・連絡調整・開催業務等に関する豊富な経験(実績)とネットワークを有していること。
- ② 本事業の事務局として、文化人等の海外への派遣業務や招へい業務及び国内外における文化事業の企画制作・運営・連絡調整・開催業務等を迅速かつ柔軟に対応できる運営能力や事務処理能力を有していること。
- ③ 予算の範囲内で本事業を実施するに足る、必要な人員・組織・実施体制(海外の拠点を含む)が整っていること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業の企画、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること(提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。また、提案内容が創造性・独自性に優れていること。)。
- ④ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画

局長の認定等相当確認を有していること。

- ※「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、 相当する各認定等に準じて評価する。
- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍促進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
- ・認定段階1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.5点
- ・認定段階2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1点
- ·認定段階3 = 1.5点
- ・行動計画策定済(女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限り(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.2 点
- ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
- ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 0.5点
- ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 0.7点
- ・プラチナくるみん認定 = 1点
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定 = 1点
- ○上記に該当する認定等を有しない場合 = 0点

審査要領

令和2年度(2020年度)「芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流事業」運営 実施業務における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業 の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなけ ればならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

- 第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみ やかに文化庁文化経済・国際課に文書で申し出なければならない。
 - ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の 記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業 を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画 提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む)との間に深い利害関 係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱 かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査 委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不正な働きかけ)

- 第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに 文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。
- 2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。